

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	被災者台帳作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、被災者台帳作成事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和7年11月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳作成事務
②事務の概要	災害が発生した場合に、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成する。
③システムの名称	1. 被災者生活再建支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表の55の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 防災安全課 危機管理班
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 総務部 防災安全課 危機管理班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		災害が発生していない平時においては、当該事務に対する特定個人情報の取り扱いはない。今後、特定個人情報を取扱う場合、マイナンバーの収集は申請時に本人からのマイナンバーの取得を行い、職員が確認することを徹底する。また、システムへの入力時は、対象の宛名の重複チェック及びマイナンバーの入力結果をダブルチェックで確認し、入力誤りの防止を行い、人為的なミスの発生に対するリスク対策を十分に行う体制を取っている。

9. 監査

[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年1回のセキュリティ監査時にマイナンバーの取扱い等に関する確認テストを実施しており、結果が芳しくなかった部署については個別監査を実施し、マイナンバー利用事務従事者に対する教育・啓発を実施している。また、職員を雇用する際(会計年度任用職員含む)及び人事異動が生じた場合は、セキュリティ研修を各課で実施するよう義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	2019/6/1	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	2019/6/1	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	総務部危機管理課	総務部防災安全課危機管理班	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部 危機管理課 0438(62)2119	総務部 防災安全課 危機管理班 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/6/1	2021/3/1	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/6/1	2021/3/1	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法)	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条、第22条	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/3/1	2024/5/1	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2024/5/1	事前	
令和6年6月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法)	事前	
令和7年11月1日	様式変更	旧様式による記載	標準化及び新様式への移行に伴う再実施 法令上の根拠の記載修正 リスク対策に判断の根拠を追加 軽微な修正	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	1. 被災者管理システム	1. 被災者生活再建支援システム	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第28条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表の55の項	事前	
令和7年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	事前	
令和7年11月1日	IV リスク対策 9. 監査	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事前	
令和7年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2024/5/1	2025/11/1	事前	
令和7年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/5/1	2025/11/1	事前	